

令和4年度放課後児童クラブ入会申請変更点

1. 申込み期限の取り扱いを変更しました。

(1) 申込み期限の厳格化

申込みの締切り（令和3年12月20日〈必着〉）は厳守とし、期限後の申込みは、転入などの特殊な事情があり、客観的に期限内の申請が困難であると認められる場合を除き、お受けできません。ただし、学級によっては3月に追加募集を行う場合があります。

昨年度までは随時受付を行っていましたが、新年度に適切な体制を整えるために、締切までに提出のあった人員数で準備してまいります。

やむを得ない事情で提出が遅くなる場合、事前に青少年育成課までご連絡ください。

2. 在職証明書の補足資料提出の徹底（該当者のみ）

※保育所に提出した在職証明書の写しを提出される方は特にご注意ください。放課後児童クラブは「放課後の時間に児童を見ることができない家庭」を前提としているため、保育所よりも時間帯を重視して受付をします。

(1) 変則勤務・シフト制の方

在職証明書に記載されている実働時間で〈週3日以上・午後4時まで勤務がある〉ことが読み取れない時は、お手数ですが直近1カ月の勤務時間実績（勤務先が作成したシフト表等）を合わせてご提出ください。

内定者の場合、シフトが決まり次第提出してください。

(2) 自営の方

客観的に自営をしていることが証明できる資料に、〈週3日以上・午後4時まで業務がある〉ことが記載されていない場合、お手数ですが1週間の平均的な仕事のスケジュール表を作成して合わせてご提出ください。

3. 延長育成利用申請書の省略（4月当初から利用の方のみ）

4月当初より延長保育・土曜保育を利用する場合、「入会申請書」の表面に延長・土曜希望の有無、裏面の延長お迎え名簿（延長用）にお迎えの方の名前を書いていただくことで、「延長育成利用申請書」の提出を不要とします。

なお、年度途中から延長育成・土曜育成を利用される場合は、従来通り「延長育成利用申請書」を提出してください。

4. 一部押印の廃止

入会申請書・延長育成利用申請書・育成料減額免除申請書に関して、保護者氏名の横の押印は廃止します。なお、育成料減額免除申請書の「市民税課税台帳等調査承諾印」は引き続き押印をお願いいたします。

以上